

鹿児島県道路交通法施行細則が一部改正されました。

★ 軽車両の乗車又は積載の制限(第10条)

(罰則：2万円以下の罰金又は科料)

- ① 幼児二人同乗用自転車に幼児2人を同乗させることができるようになりました。

※16歳以上の運転者が、幼児(6歳未満の者)2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させることができます。
同乗させる幼児には、ヘルメットを着用させるようにしましょう。



幼児二人同乗用自転車



幼児用座席に一人同乗+おんぶ



- ② 幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に幼児1人を同乗させ、かつ、4歳未満の者1人を背負っての運転はできますが、幼児2人を同乗させて、もう一人を背負っての運転はできません。



幼児用座席に二人同乗+おんぶ



- ◎ 安全性のある幼児二人同乗用自転車(BAA・SGマーク等の貼付された適合車)には、幼児用座席を2個取り付けられますが、一般の自転車に幼児用座席を2個取り付けて幼児2人を同乗させてはいけません。



幼児二人同乗基準適合車
社団法人自転車協会

★ 運転者の遵守事項(第12条)

(罰則：5万円以下の罰金)

- ① 自転車乗用中の携帯電話用装置の使用が禁止されました。(運転中は手に持って通話やメールもしてはいけません。)

※ 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話若しくは操作を行い、又は画像表示用装置に表示された画像を注視してはいけません。

- ② 車両(自転車を含む。)等を運転中に「安全な運転に必要な交通に関する音又は声」が聞こえないような状態でラジオ等を大音量で聞いたり、ヘッドホン・イヤホン等を使用してはいけません。

※「安全な運転に必要な交通に関する音又は声」とは、車両等の警音器、踏切の警報機、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等の安全に運転するために必要な音又は声のことをいいます。



鹿児島市 古江 亜衣子さん作

(平成20年度J A交通安全
ポスターコンクール出展作品)
(農林水産大臣賞受賞)

自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外

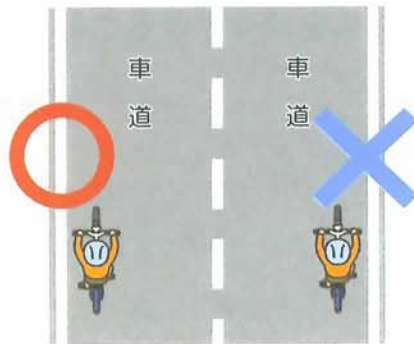
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



車道は左側を通行

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

歩道は歩行者優先で、車道寄りを行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】 2万円以下の罰金または科料



安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰 則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合



■二人乗りは禁止

6歳未満の子どものみを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



■並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。

【罰 則】 5万円以下の罰金



■信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号機に従う。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話使用の禁止



【罰 則】 5万円以下の罰金

傘さし運転は禁止



【罰 則】 5万円以下の罰金